

寄付金(事業協力金)のお願い



会長 白根 雅子

公益社団法人 日本眼科医会は、都道府県眼科医会との連携のもと、広く国民の皆様に対しまして正しい眼科医療の啓発及び教育活動を行うと共に、眼科学や眼科医療に関する調査研究、公衆衛生活動、会員の倫理や資質の向上を図ることにより、皆様の保健・福祉に寄与することを

目的とする団体でございます。特に、公衆衛生活動の一環としての国民や地域住民の方々のための「目の健康講座」、「目の健康相談」、「目の電話相談」の目の健康啓発3事業には力を入れております。

また、眼科医療支援車両である「ビジョンバン」は国内外での大災害時の被災住民の目の健康診断などの実績により、その社会的貢献が高く評価されております。本会といたしましては、これら事業の充実による国民の

皆様への貢献を最大の使命と考えております。皆様方には本趣旨にご賛同いただき、本会へのご寄付を賜れば幸甚でございます。よろしくお願い致します。

※本会の寄付金は、特定公益増進法人としての税務上の優遇措置が適用され、所得税(個人)、法人税(法人)の控除が受けられます。



目の健康講座

様々な目の病気から皆さんの目の健康を守るために、各都道府県眼科医会と共同開催しています。講座では専門医が分かりやすくお話しし、目の健康を一緒に考えます。



目の電話相談

全国の方々から電話による目の健康相談が寄せられます。
(無料相談)
毎週木曜日15:00~17:00(祝日、12月29日~1月5日は除く)
☎03-5765-8181



ビジョンバン

- ♡ 東日本大震災での被災住民への目の無料健康診断・健康相談(写真)
- ♡ フィリピン台風災害での眼科医療支援(写真)
- ♡ ビジョンバンの内部(写真)



目の健康相談

目の健康講座開催時に健康相談を行っています。また、10月10日は「目の愛護デー」年に一度は目の健診を受けましょう!!



寄付のお申込みについて

寄付のお申込につきましては、大変ご面倒ではございますが、4 ページ目「寄付金申込書」を印刷の上、必要事項をご記入頂きまして、本会事務局まで FAX (03-5765-7676) もしくは郵送にてお送り下さい。

- 寄付金額の多寡は問いません。また、寄付者のご意向により本会のホームページにご芳名を掲載いたします。
- 大変恐縮でございますが、振込手数料はご負担をお願い致します。

寄付金のお振込口座について

寄付金のお振込みは、下記の口座へお願い致します。

みずほ銀行 九段支店 普通預金 1096044 公益社団法人日本眼科医会 【シャ)ニホンガンカイカイ】
--

寄付金領収書について

寄付金の入金を確認後、本会より「寄付金領収書」と「感謝状」をご郵送いたします。

寄付金の税法上の優遇措置について

本会への寄付金は、特定公益増進法人としての税務上の優遇措置が適用され、所得税(個人)、法人税(法人)の控除が受けられます。

個人の場合

●税額控除

【(寄付金合計(※1) - 2,000円) × 40% = 控除対象額(※2)】

※1 寄付金額が総所得金額の 40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

※2 控除額は、所得税額の 25%が限度となります。

●所得控除

【寄付金合計額－2,000円】

※ただし、年間所得の40%に相当する額が限度となります。

法人の場合

①一般の寄付金の損金算入限度額

【資本金等の額×当期の月数/12×2.5/1000+所得の金額（寄付金控除前×2.5/100）×1/4

②特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額

次のいずれか少ない金額

(1) 特定公益増進法人に対する寄付金の合計額

(2) 特別損金算入限度額

【資本金等の額×当期の月数/12×3.75/1000+所得の金額（寄付金控除前）×
6.25/100】×1/2

※詳しくは、お近くの税務署もしくは、担当税理士にお尋ね下さい。

寄付金についての問い合わせ先

公益社団法人日本眼科医会 事務局

〒105-0014 東京都港区芝 2-2-14 TEL03-5765-7755/FAX03-5765-7676

公益法人事業協力金 寄付金申込書

公益社団法人 日本眼科医会
会長 白根 雅子 殿

趣旨に賛同し、下記金額を公益法人事業活動の資金として申し込みます。

金 円也

個人・法人名（領収書宛名）：

御住所（領収書送り先）： 〒

振込予定日： 年 月 日

ホームページ掲載希望： 希望する 希望しない
(どちらかに○をして下さい。)

●振込先

みずほ銀行 九段支店 普通預金 1096044

公益社団法人日本眼科医会【シャ）ニホンガンカイカイ】